

香川県における中小企業の労働事情

—平成30年度中小企業労働事情実態調査報告書—



香川県中小企業団体中央会

はじめに

日本経済は緩やかな回復基調が続いていますが、県内の中小企業においては、未だに景気回復が実感できていない状況にあります。少子高齢化が進み、働き手の確保が困難な業種が出てきている中で、高齢者や女性の活躍できる職場づくり、若年労働者の離職率の高さ、長時間労働の削減など取り組むべき課題は数多くあります。

このような情勢下、本会では昭和39年より政府指定事業の一環として、全国規模で「中小企業労働事情実態調査」を実施してきました。本年度は、従来の調査項目に加えて、長時間労働・同一労働同一賃金への対応、有期労働契約に関する無期転換ルール等について調査し、調査結果の中からいくつか要点を抽出して報告書を作成いたしました。

本報告書が、県下中小企業の労働事情の実態の把握と現状に即した対応をお考えいただく上で、多少なりとも参考になれば幸甚であります。

最後に、本調査の実施にあたりまして、格別のご協力をいただきました関係組合及び調査対象事業所に対しまして厚くお礼申し上げます。

平成30年12月

香川県中小企業団体中央会

調査実施要領

回答事業所の概要

1. 回答事業所数……………4
2. 労働組合の有無……………4
3. 常用労働者数……………5
4. 女性常用労働者数……………5
5. パートタイマー比率……………6

調査結果の概要

1. 経営状況……………6
 - (1) 経営状況
 - (2) 主要事業の今後の方針
 - (3) 経営上の障害
 - (4) 経営上の強み
2. 労働時間……………9
 - (1) 週所定労働時間
 - (2) 月平均残業時間
3. 有給休暇……………10
 - (1) 年次有給休暇の平均付与日数
 - (2) 年次有給休暇の平均取得日数
 - (3) 年次有給休暇の平均取得率
4. 新規学卒者……………12
 - (1) 新規学卒者の採用計画
 - (2) 新規学卒者の初任給
 - ・初任給（高校卒）
 - ・初任給（専門学校卒）
 - ・初任給（短大・高専卒）
 - ・初任給（大学卒）
5. 長時間労働、同一労働同一賃金への対応……………18
 - (1) 長時間労働への対応
 - (2) 同一労働同一賃金への対応
6. 有期労働契約の無期転換ルールについて……………20
 - (1) 無期転換ルールの認知
 - (2) 無期転換ルールの対象者の有無
 - (3) 無期転換ルールに基づく無期転換の申込みの有無
7. 賃金改定……………21
 - (1) 賃金改定実施状況
 - (2) 平均昇給額・昇給率
 - (3) 賃金改定の内容
 - (4) 賃金改定の決定要素

調査実施要領

1. 調査の目的

香川県内における中小企業の労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに中央会労働支援方針の策定に資することを目的として、毎年定期的を実施しているものである。

2. 調査機関

香川県中小企業団体中央会

3. 調査実施方法

会員組合への依頼による郵送調査

4. 調査時点

平成30年7月1日

5. 調査対象事業所

600事業所（製造業・非製造業）

6. 調査対象の選定

県内の従業員規模300人以下の中小企業を任意抽出し一定業種に偏しないよう選定した。

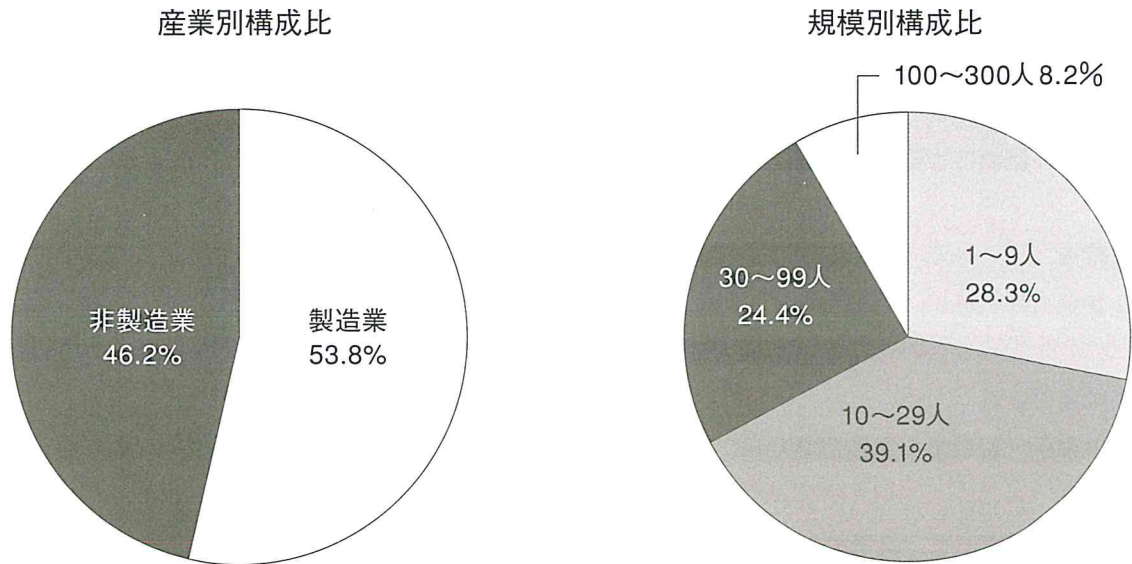
7. 調査の主な内容

- (1) 経営状況に関する事項
- (2) 労働時間に関する事項
- (3) 有給休暇に関する事項
- (4) 新規学卒者に関する事項
- (5) 長時間労働、同一労働同一賃金への対応に関する事項
- (6) 有期労働契約の無期転換ルールに関する事項
- (7) 賃金改定に関する事項

回答事業所の概要

1. 回答事業所数 有効回答数 279事業所

平成30年度調査の回答事業所は、調査対象600事業所のうち、製造業150事業所、非製造業129事業所の合計279事業所で、回答率は46.5%であった。(昨年度51.2%)



2. 労働組合の有無

労働組合のある事業所は、16事業所であり、香川県内の組織率は5.7%であった(昨年度21事業所、組織率6.8%)。

労働組合の組織率を規模別にみると、「100～300人」が26.1%と最も高く、次いで「30～99人」が11.8%となっている。

労働組合の有無及び組織率

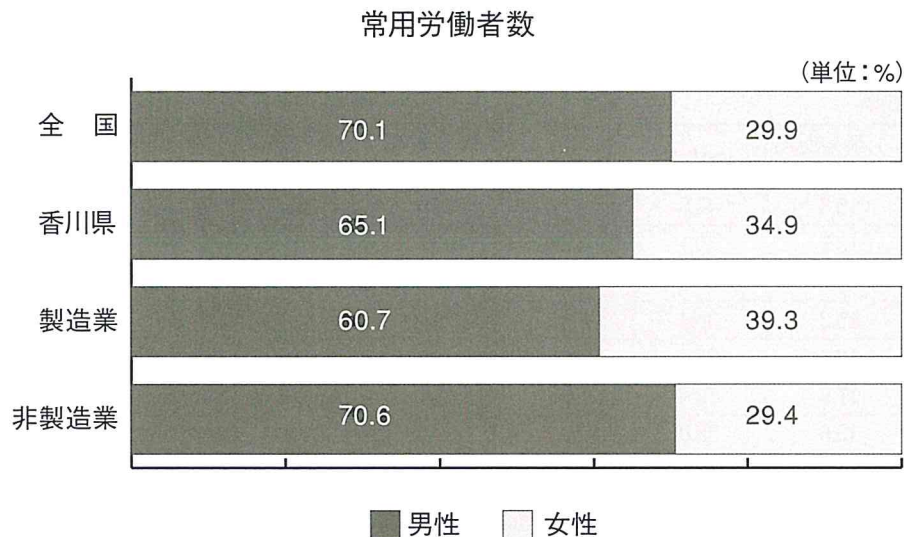
	事業所数	労働組合の有無		組織率	
		ある	ない		
全 国	18,697	1,215	17,482	6.5%	
香 川 県	279	16	263	5.7%	
規 模 別	1～9人	79	1	78	1.3%
	10～29人	109	1	108	0.9%
	30～99人	68	8	60	11.8%
	100～300人	23	6	17	26.1%

3. 常用労働者数

香川県の回答事業所における常用労働者数は9,666人で、男性6,296人(65.1%)、女性3,370人(34.9%)の構成となっており、女性の構成比が全国平均(29.9%)より5.0ポイント高い。

業種別にみると、男性常用労働者比率は、製造業では「金属・同製品」(88.1%)、「機械器具」(85.7%)、「窯業・土石」(84.1%)、非製造業では「運輸業」(82.5%)、「建設業」(82.3%)の順で高い。

一方、女性労働者比率が高いのは、製造業では「繊維工業」(61.7%)、「食料品」(58.1%)、非製造業では「卸・小売業」(34.8%)であり、製造業に従事する女性の割合は非製造業に比べて9.9ポイント高い。

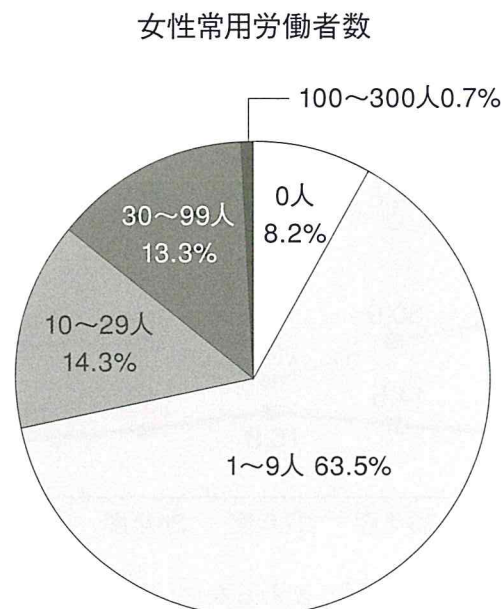


4. 女性常用労働者数

香川県内の女性常用労働者数をみると、「1~9人」が最も多く63.5%、次いで「10~29人」(14.3%)、「30~99人」(13.3%)と続く。

また、1事業所あたりの人数は、12.0人であった(全国平均9.4人)。

業種別にみると、製造業13.9人に対して、非製造業9.8人と、製造業が4.1人多い結果となった。



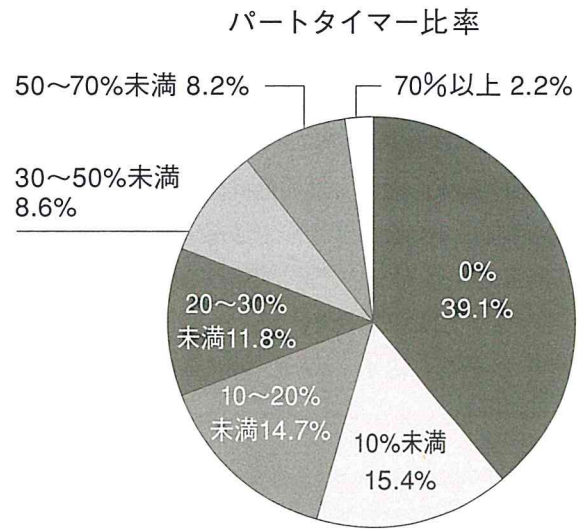
5. パートタイマー比率

パートタイマー比率をみると、「0%」が39.1%と最も高く、次いで「10%未満」(15.4%)、「10～20%未満」(14.7%)と続いている。

1事業所あたりの比率を規模別にみると、「100～300人」の事業所で17.9%と最も高かった。

香川県全体の平均は、15.7%であった。

1事業所あたりの比率を業種別にみると、製造業が15.6%、非製造業が15.8%で、非製造業の方が0.2ポイント高い結果となった。



パートタイマー比率

(%)

	1事業所あたりの比率	0%	10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～50%未満	50～70%未満	70%以上	
全国	15.3	41.8	17.7	12.3	8.9	8.6	6.5	4.1	
香川県	15.7	39.1	15.4	14.7	11.8	8.6	8.2	2.2	
規模別	1～9人	13.7	63.5	0.0	8.1	10.8	5.4	9.5	2.7
	10～29人	15.2	36.4	16.4	17.3	11.8	10.0	6.4	1.8
	30～99人	16.9	27.1	28.6	14.3	8.6	10.0	10.0	1.4
	100～300人	17.9	12.5	20.8	25.0	25.0	8.3	8.3	0.0
業種別	製造業	15.6	38.0	17.3	15.3	9.3	8.7	10.0	1.3
	非製造業	15.8	40.3	13.2	14.0	14.7	8.5	6.2	3.1

調査結果の概要

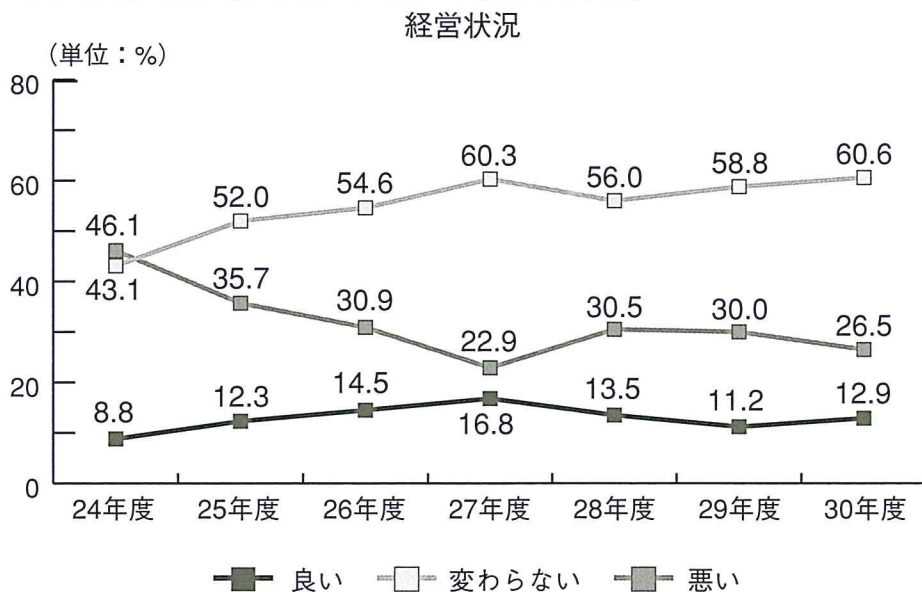
1. 経営状況

(1) 経営状況

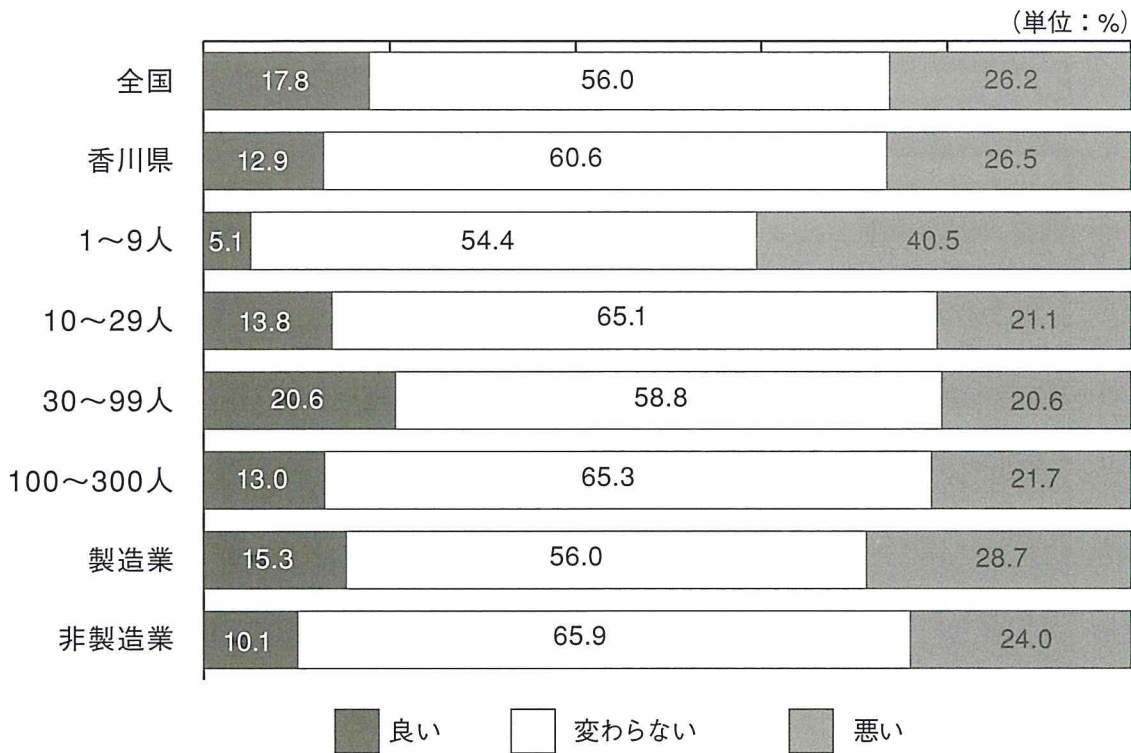
県内中小企業の現在の経営状況は、「変わらない」が60.6%を占め、以下「悪い」(26.5%)、「良い」(12.9%)の順となっている。「良い」は前年より1.7ポイント高い結果となった。

また、「悪い」は前年より3.5ポイント減少しており、経営状況は好転していると言える。

規模別にみると、「30～99人」の「良い」が20.6%で、次いで「10～29人」の「良い」が13.8%で、次いで「100～300人」の「良い」が13.0%という結果となった。



経営状況

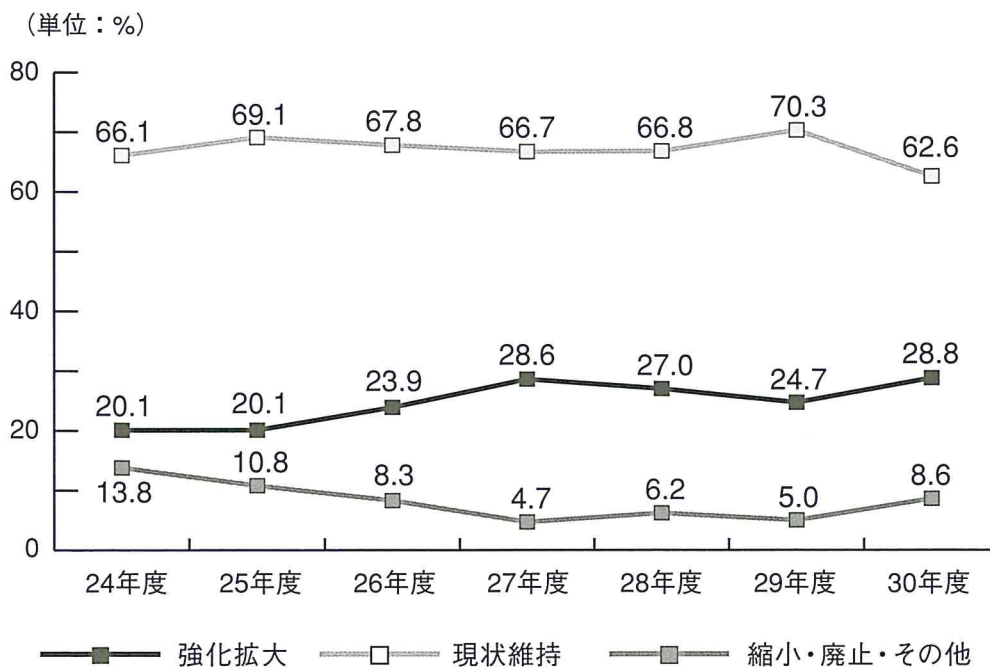


(2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」とする事業所が62.6%と最も多い。次いで「強化拡大」は28.8%と昨年より4.1ポイント増加した。

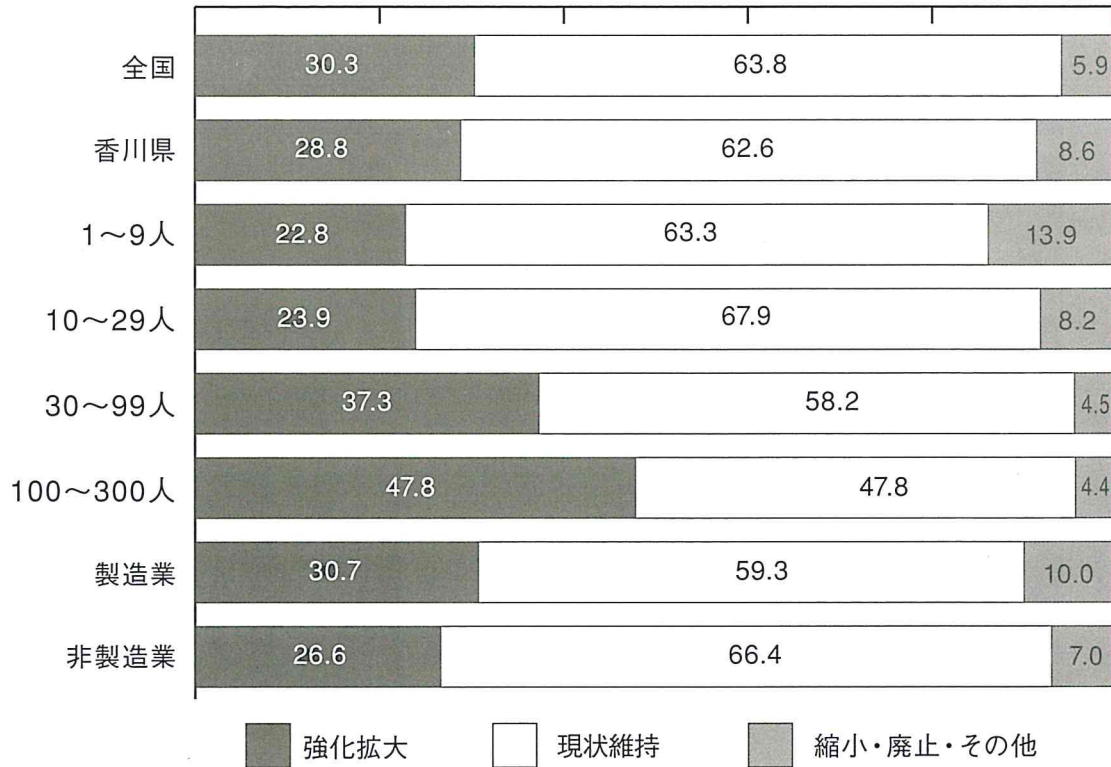
製造業で「強化拡大」を考えている事業所は30.7%、非製造業では26.6%であった。一方、「縮小・廃止・その他」では、製造業で10.0%、非製造業で7.0%となっている。

主要事業の今後の方針



主要事業の今後の方針

(単位：%)



(3) 経営上の障害

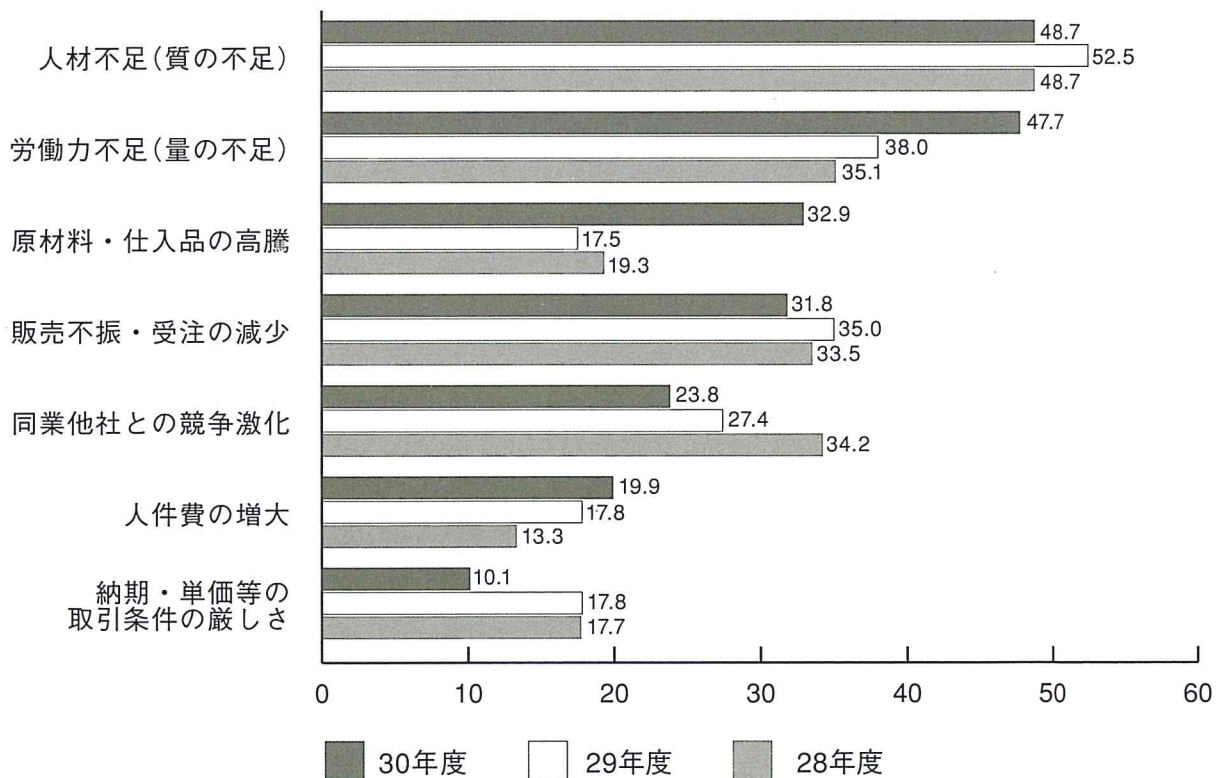
中小企業が直面している経営上の障害の今年の上位3位は、「人材不足(質の不足)」(48.7%)、「労働力不足(量の不足)」(47.7%)、「原材料・仕入品の高騰」(32.9%)で占められている。

特に「原材料・仕入品の高騰」は、昨年度より15.4ポイント上昇している。

また「労働力不足(量の不足)」は、3年連続で上昇しており、人手不足の深刻化がうかがえる。

経営上の障害 (3項目以内複数回答)

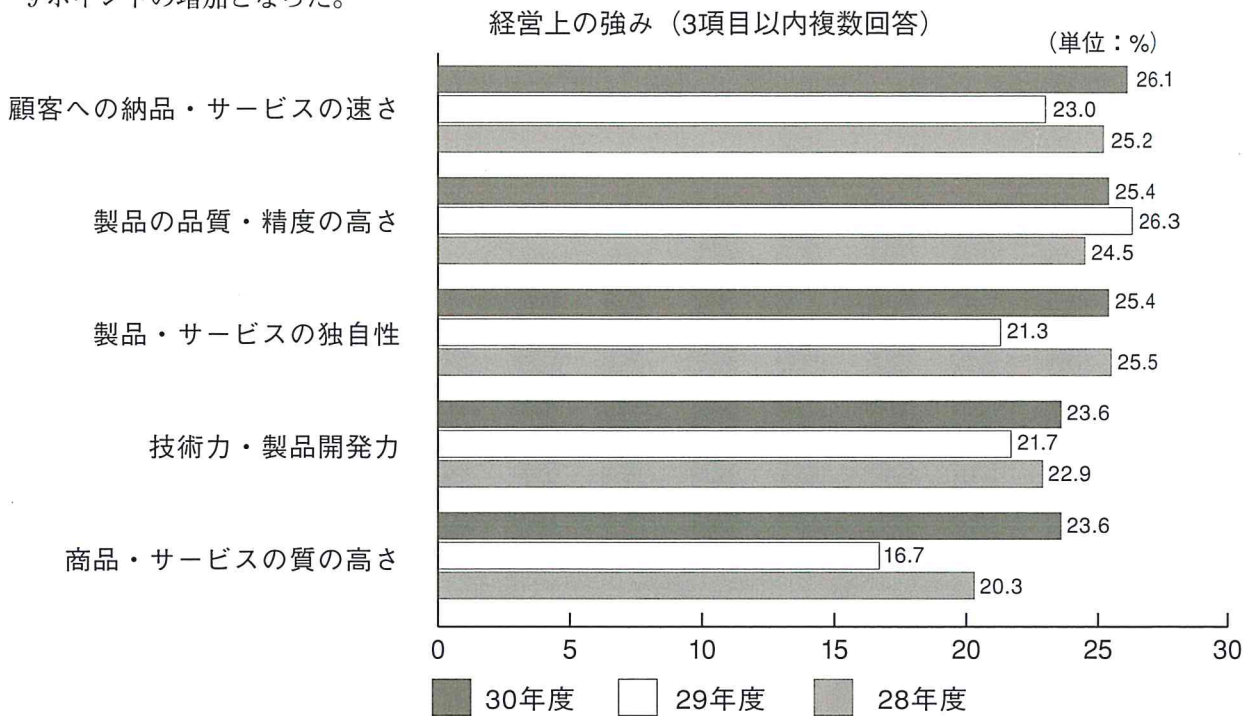
(単位：%)



(4) 経営上の強み

自社の経営上の強みの今年の上位3位は、「顧客への納品・サービスの速さ」(26.1%)、次いで「製品の品質・精度の高さ」(25.4%)、「製品・サービスの独自性」(25.4%)で占められている。

「製品・サービスの独自性」は、昨年度より4.1ポイント、「商品・サービスの質の高さ」は、昨年度より6.9ポイントの増加となった。

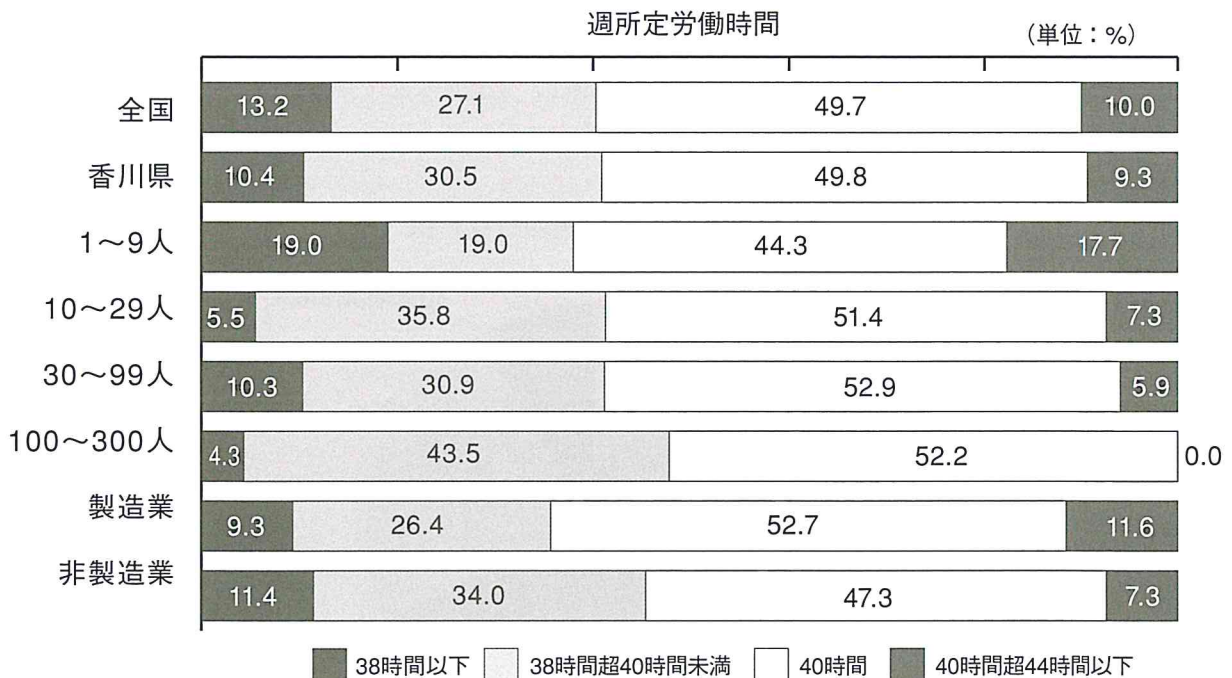


2. 労働時間

(1) 週所定労働時間

週所定労働時間については、労働基準法で規定されている「週40時間」以下を達成した事業所は90.7%で、前年と比べて0.9ポイントの増加であった。

「週40時間」を超える事業所は、業種別にみると、製造業の未達成の割合が高く、また、規模別にみると、「1~9人」の事業所で割合が高い。特例措置対象事業場を除く事業所においては、法定労働時間を守る必要がある。



ワンポイントメモ

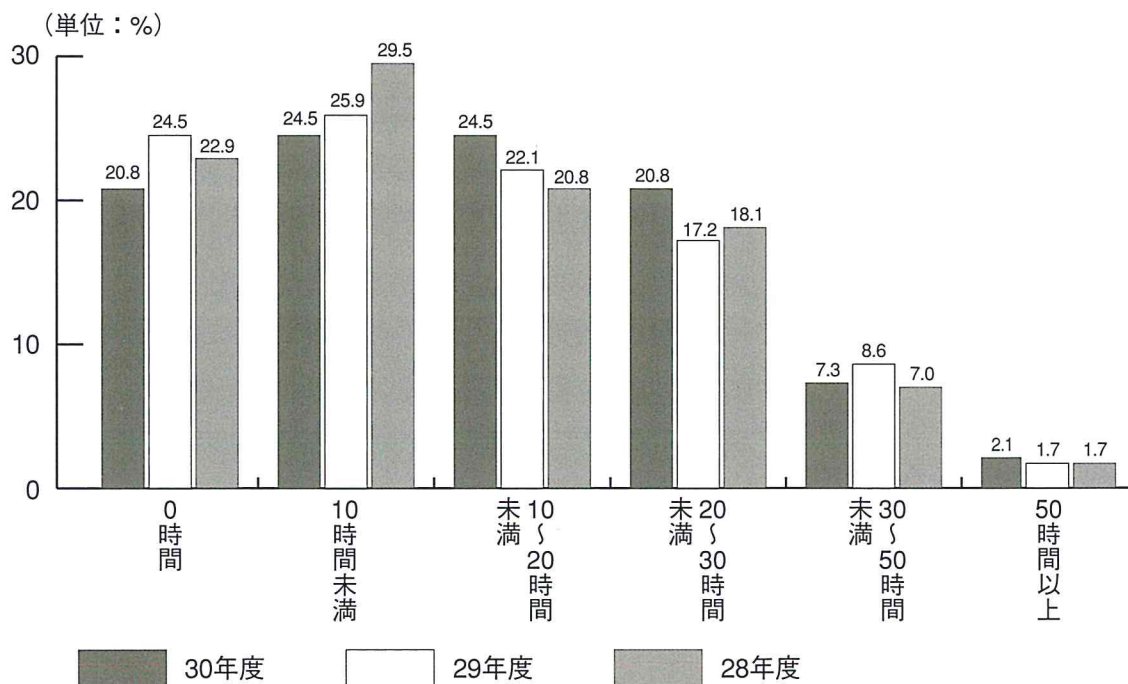
特例措置対象事業場(週44時間)・・・常時使用する労働者(パート・アルバイト含む。)が10人未満の
①商業 ②映画・演劇業 ③保健衛生業 ④接客娯楽業の事業所は適用することができます。

(2) 月平均残業時間

月平均残業時間は、「10時間未満」及び「10～20時間未満」(24.5%)が最も多い。次いで「0時間」及び「20～30時間未満」(20.8%)と続く。

従業員1人あたりの月平均残業時間は、1事業所あたり12.7時間(昨年度12.3時間)であった。

月平均残業時間



3. 有給休暇

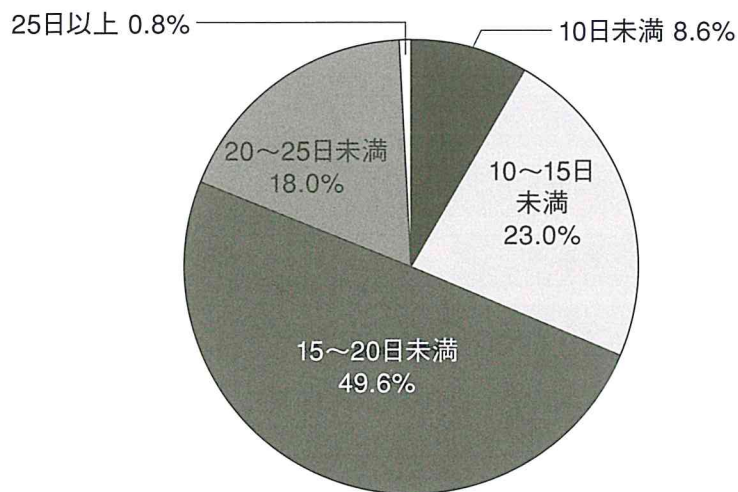
(1) 年次有給休暇の平均付与日数

年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」(49.6%)が最も多く、次いで「10～15日未満」(23.0%)、「20～25日未満」(18.0%)と続く。

年次有給休暇を10日以上付与している事業所は、91.4%となっている。

香川県における平均付与日数は、15.1日であった。

年次有給休暇の平均付与日数



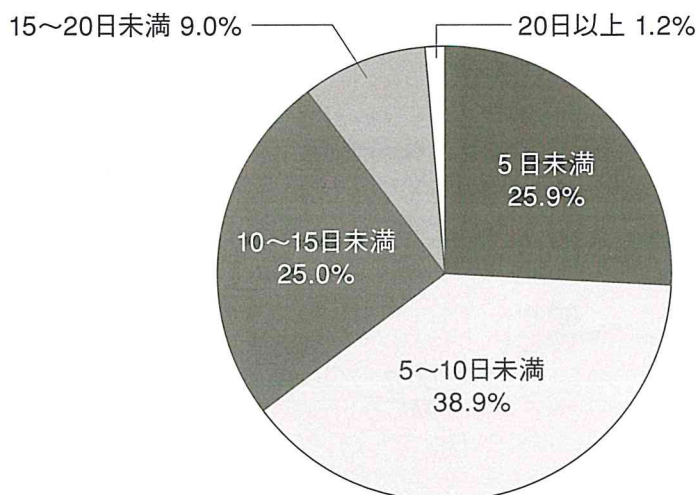
(2) 年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」(38.9%)が最も多く、次いで「5日未満」(25.9%)、「10～15日未満」(25.0%)と続く。

平均取得日数が10日未満の事業所は、64.8%となっている。

香川県における平均取得日数は、7.5日であった。

年次有給休暇の平均取得日数



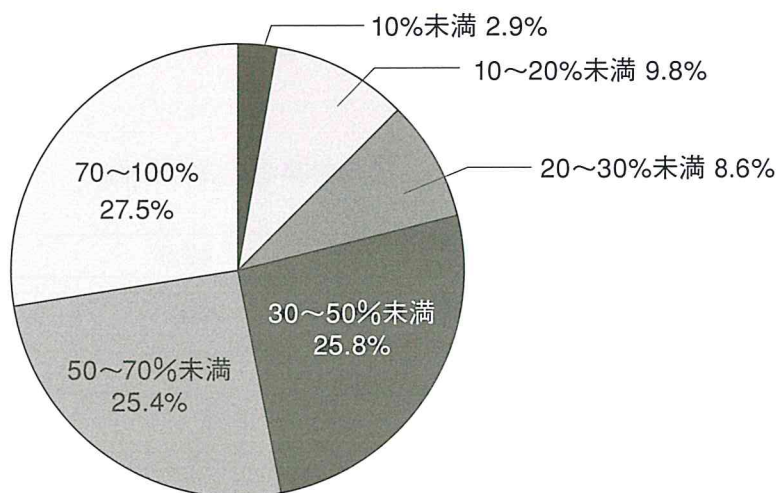
(3) 年次有給休暇の平均取得率

年次有給休暇の平均取得率(有給休暇付与日数の内、有給休暇を取得した割合は、「70～100%」(27.5%)が最も多く、次いで「30～50%未満」(25.8%)であった。

「50%未満」である事業所は、47.1%であった。

香川県における年次有給休暇平均取得率は、52.7%であった。

年次有給休暇の平均取得率



ワンポイントメモ

年次有給休暇…労働基準法により、雇入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者(パートタイム含む。)に対し、10日以上を付与することが定められています。

ただし、週所定労働時間30時間未満、かつ、週所定労働日数が4日以下のパートタイマーは、通常の労働者と比較して比例付与となります。

なお、2019(平成31)年4月から、全ての企業において、年10日以上(パートタイム労働者については、年5日以上)の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となります。

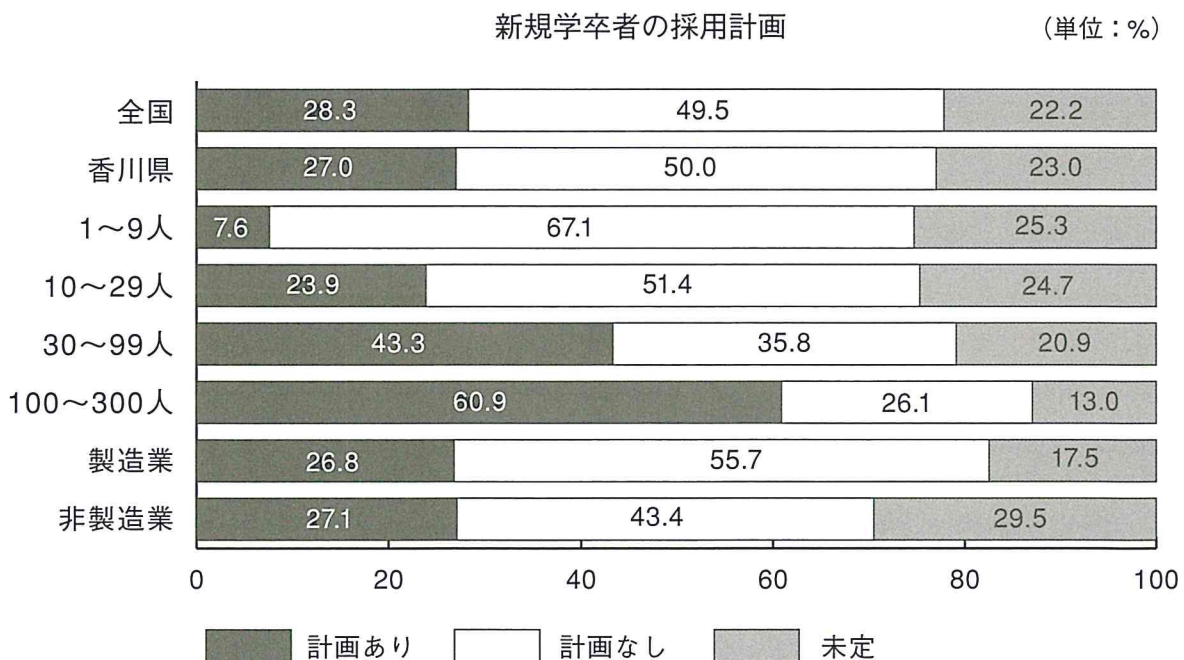
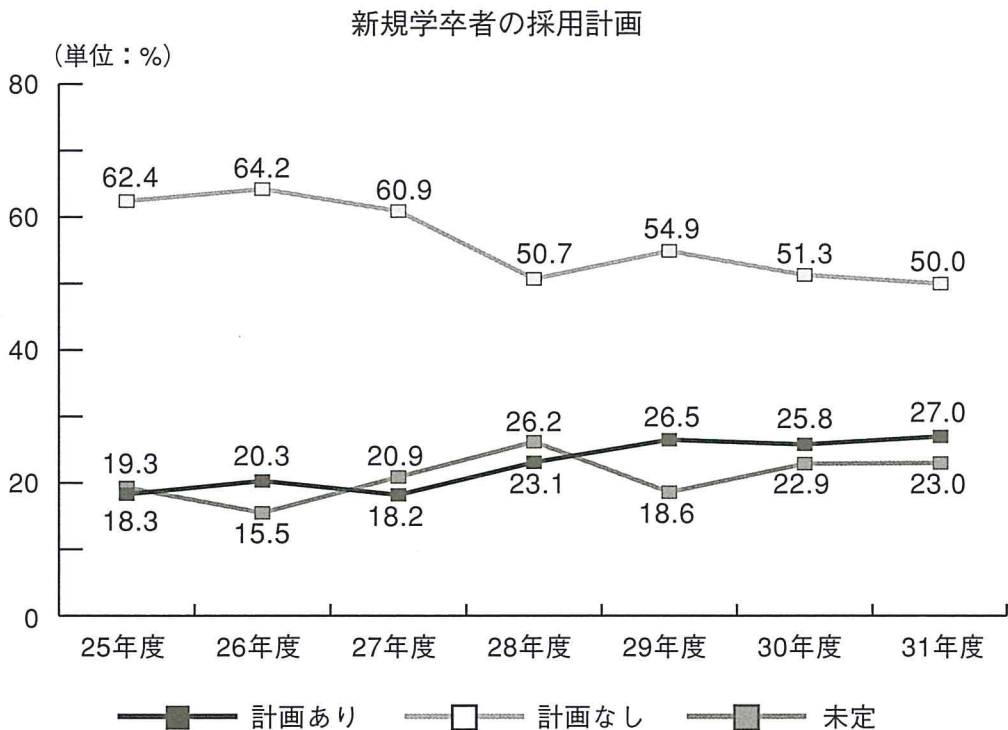
4. 新規学卒者

(1) 新規学卒者の採用計画

平成31年度の新規学卒者の採用計画について、「ある」と回答した事業所は27.0%で、昨年度より1.2ポイント増加した。

一方、採用計画が「ない」と回答した事業所は50.0%と昨年度より1.3ポイント減少している。

規模別に見ると、「1～9人」では「ある」と回答した企業の割合は7.6%にとどまっている。一方、「100～300人」では60.9%であった。従業員規模が大きくなるほど、新規採用計画のある割合が高く、新規学卒者の採用に意欲的であることがうかがえる。



(2) 新規学卒者の初任給

平成30年3月卒業の新規学卒者に対して、平成30年6月に支給した1人当たりの平均所定賃金(税込額)の調査結果は次のとおりである。

(単位：円) ※ ()内の数字は、前年との増減額

区 分			初任給	香川県	全 国
高校卒	技術系	製造業	171,674 (7,334)	174,921 (9,574)	163,374 (972)
		非製造業	178,980 (11,533)		
	事務系	製造業	157,013 (5,145)	154,675 (▲715)	157,892 (1,280)
		非製造業	150,000 (▲23,000)		
専門学校卒	技術系	製造業	172,049 (774)	180,132 (213)	175,760 (▲268)
		非製造業	186,598 (917)		
	事務系	製造業	180,000 (-)	180,000 (▲11,250)	172,753 (1,628)
		非製造業	(-)		
短大卒 (含高専)	技術系	製造業	171,670 (9,753)	171,670 (9,753)	176,469 (1,146)
		非製造業	(-)		
	事務系	製造業	160,000 (▲89,000)	170,000 (▲37,250)	172,552 (1,035)
		非製造業	175,000 (9,500)		
大学卒	技術系	製造業	194,534 (▲6,178)	193,596 (▲7,795)	199,708 (309)
		非製造業	192,033 (▲10,910)		
	事務系	製造業	180,691 (▲12,799)	188,330 (▲4,641)	194,532 (▲760)
		非製造業	195,969 (6,369)		

初任給(高校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全 国	1,675	163,374	100.0	445	157,892	100.0	3,270	163,342	100.0	802	157,731	100.0	
香 川	27	174,921	107.1	6	154,675	98.0	39	172,010	105.3	9	152,367	96.6	
規模別	1~9人	2	222,500	135.3			2	222,500	136.0				
	1~4人												
	5~9人	2	222,500	133.7			2	222,500	134.1				
	10~29人	8	184,375	112.0	1	150,000	97.0	9	181,111	110.2	1	150,000	95.0
	10~20人	3	175,333	108.3			3	175,333	108.3				
	21~29人	5	189,800	113.5	1	150,000	96.5	6	184,000	110.5	1	150,000	95.2
	30~99人	9	167,152	102.4	3	156,767	99.3	15	166,393	101.6	3	156,767	99.8
	100~300人	8	162,313	99.7	2	153,875	96.7	13	164,423	101.1	5	150,200	94.7
製造業 計	15	171,674	106.6	4	157,013	98.9	21	169,957	105.6	7	153,043	96.6	
食料品	5	151,421	99.2	2	153,875	101.8	5	151,421	98.1	5	150,200	99.9	
繊維工業													
木材・木製品	2	167,500	108.6	1	160,000	105.7	3	166,667	108.7	1	160,000	105.7	
印刷・同関連	2	164,500	102.5				3	166,000	103.6				
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品	4	207,250	124.5				6	193,167	116.4				
機械器具	1	165,000	101.6				3	165,000	102.1				
その他	1	160,000	99.2	1	160,300	100.1	1	160,000	98.9	1	160,300	99.9	
非製造業 計	12	178,980	107.1	2	150,000	95.5	18	174,405	103.8	2	150,000	95.5	
情報通信業													
運輸業	1	180,000	103.8				1	180,000	105.4				
建設業	7	186,109	109.0	1	150,000	96.3	10	184,430	107.3	1	150,000	94.8	
総合工事業	5	188,700	110.4	1	150,000	97.0	5	188,700	109.8	1	150,000	96.2	
職別工事業													
設備工事業	2	179,633	107.7				5	180,159	107.8				
卸・小売業	2	182,500	115.0				2	182,500	114.1				
卸売業													
小売業	2	182,500	116.0				2	182,500	115.6				
サービス業	2	150,000	92.8	1	150,000	95.4	5	150,000	92.3	1	150,000	97.3	
対事業所サービス業													
対個人サービス業	2	150,000	91.4	1	150,000	96.5	5	150,000	90.7	1	150,000	97.9	

初任給(専門学校卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	526	175,760	100.0	114	172,753	100.0	783	177,235	100.0	151	171,838	100.0	
香川	9	180,132	102.5	3	180,000	104.2	12	180,793	102.0	3	180,000	104.7	
規模別	1~9人												
	1~4人												
	5~9人												
	10~29人	2	180,000	102.8			2	180,000	102.0				
	10~20人	1	180,000	101.9			1	180,000	102.4				
	21~29人	1	180,000	103.6			1	180,000	101.7				
	30~99人	5	181,204	102.5	2	180,000	102.9	6	180,668	101.7	2	180,000	102.6
	100~300人	2	177,584	100.1	1	180,000	104.8	4	181,375	101.2	1	180,000	106.4
製造業 計	4	172,049	100.3	3	180,000	104.5	6	176,422	102.2	3	180,000	104.5	
食料品				1	190,000	110.3				1	190,000	112.5	
繊維工業													
木材・木製品				1	180,000	101.1				1	180,000	101.1	
印刷・同関連	3	172,732	103.3	1	170,000	95.9	5	177,706	105.6	1	170,000	94.3	
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品													
機械器具	1	170,000	96.9				1	170,000	96.8				
その他													
非製造業 計	5	186,598	104.1				6	185,163	102.6				
情報通信業													
運輸業													
建設業	3	191,667	102.3				3	191,667	101.0				
総合工事業	2	190,000	98.5				2	190,000	97.2				
職別工事業													
設備工事業	1	195,000	108.8				1	195,000	108.2				
卸・小売業	1	180,000	105.0				1	180,000	102.5				
卸売業													
小売業	1	180,000	106.1				1	180,000	103.6				
サービス業	1	177,990	105.1				2	177,990	106.0				
対事業所サービス業													
対個人サービス業	1	177,990	109.0				2	177,990	109.1				

初任給(短大・高専卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全 国	167	176,469	100.0	120	172,552	100.0	213	176,490	100.0	143	172,358	100.0	
香 川	1	171,670	97.3	3	170,000	98.5	1	171,670	97.3	3	170,000	98.6	
規 模 別	1～9人												
	1～4人												
	5～9人												
	10～29人				1	170,000	95.9				1	170,000	95.6
	10～20人				1	170,000	91.6				1	170,000	91.8
	21～29人												
	30～99人												
	100～300人	1	171,670	96.8	2	170,000	98.5	1	171,670	96.7	2	170,000	98.6
製造業 計	1	171,670	99.5	1	160,000	93.2	1	171,670	99.3	1	160,000	93.5	
食料品	1	171,670	102.0	1	160,000	94.1	1	171,670	102.0	1	160,000	95.8	
繊維工業													
木材・木製品													
印刷・同関連													
窯業・土石													
化学工業													
金属・同製品													
機械器具													
その他													
非製造業 計				2	175,000	101.0				2	175,000	100.9	
情報通信業													
運輸業													
建設業													
総合工事業													
職別工事業													
設備工事業													
卸・小売業				1	180,000	102.7				1	180,000	102.3	
卸売業													
小売業				1	180,000	105.1				1	180,000	105.3	
サービス業				1	170,000	102.8				1	170,000	102.0	
対事業所サービス業													
対個人サービス業				1	170,000	101.6				1	170,000	100.4	

初任給(大学卒)

初任給 単位:円

格差は全国を100とした場合の比較

	単純平均						加重平均						
	技術系			事務系			技術系			事務系			
	事業所数	初任給	格差	事業所数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	対象者数	初任給	格差	
全国	719	199,708	100.0	605	194,532	100.0	1,413	201,166	100.0	1,181	195,903	100.0	
香川	8	193,596	96.9	14	188,330	96.8	12	193,953	96.4	22	193,501	98.8	
規模別	1~9人												
	1~4人												
	5~9人												
	10~29人	2	199,500	97.5	2	190,000	100.4	3	204,667	99.4	2	190,000	99.4
	10~20人	1	184,000	89.6	1	180,000	93.9	1	184,000	89.1	1	180,000	93.0
	21~29人	1	215,000	105.5	1	200,000	107.9	2	215,000	104.7	1	200,000	107.9
	30~99人	2	193,750	97.8	8	186,453	95.9	2	193,750	97.1	10	188,202	95.8
	100~300人	4	190,568	95.2	4	191,250	97.6	7	189,420	93.9	10	199,500	101.7
製造業 計	5	194,534	98.3	7	180,691	92.4	9	194,593	97.7	11	185,995	94.7	
食品	1	181,670	93.2	3	177,909	90.8	2	181,670	91.7	3	177,909	90.3	
繊維工業													
木材・木製品													
印刷・同関連	2	188,000	102.8	2	183,055	95.0	4	189,500	102.9	3	182,407	94.6	
窯業・土石	1	215,000	106.1				2	215,000	103.7				
化学工業													
金属・同製品				1	200,000	102.5				4	200,000	102.1	
機械器具	1	200,000	99.8	1	165,000	83.9	1	200,000	100.1	1	165,000	82.6	
その他													
非製造業 計	3	192,033	95.1	7	195,969	101.2	3	192,033	94.6	11	201,006	102.8	
情報通信業													
運輸業	1	189,600	95.9				1	189,600	95.9				
建設業	2	193,250	93.9	2	205,000	102.6	2	193,250	93.3	2	205,000	101.0	
総合工事業	1	184,000	89.4	1	200,000	98.4	1	184,000	87.7	1	200,000	96.7	
職別工事業													
設備工事業	1	202,500	100.8	1	210,000	106.7	1	202,500	101.7	1	210,000	107.7	
卸・小売業				2	195,000	100.5				5	204,000	104.2	
卸売業				2	195,000	99.7				5	204,000	103.6	
小売業													
サービス業				3	190,595	101.8				4	195,268	103.4	
対事業所サービス業													
対個人サービス業				3	190,595	101.9				4	195,268	104.1	

(注)

新規学卒者の初任給は、採用した人数及び1人あたり平均初任給額の双方に回答した事業所を集計対象とし、単純平均（1事業所あたり）及び加重平均（採用者1人あたり）の両方を示しています。

単純平均は、事業所ごとの1人あたり平均初任給額を足しあげ、事業所数で除した数値です。

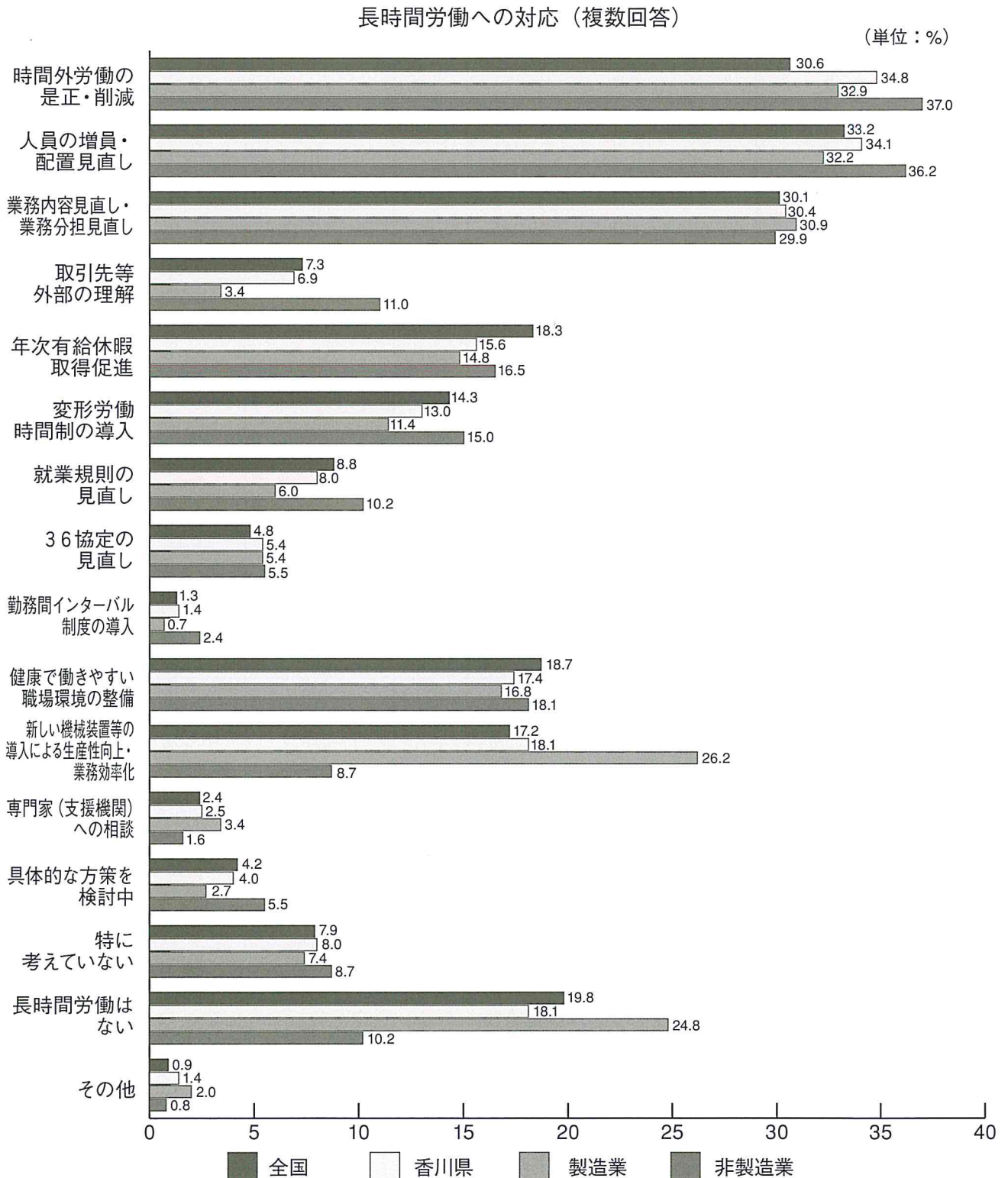
加重平均は、各事業所の1人あたり平均初任給額に採用した人数を乗じて得た数の総和を採用した人数の総和で除した数値です。

5. 長時間労働、同一労働同一賃金への対応

(1) 長時間労働への対応

長時間労働への対応については、「時間外労働の是正・削減」が34.8%(全国平均30.6%)、次いで「人員の増員・配置見直し」が34.1%(全国平均33.2%)、「業務内容見直し・業務分担見直し」が30.4%(全国平均30.1%)であった。一方、「長時間労働はない」との回答も18.1%(全国平均19.8%)と高かった。

また、県内の製造業については、「新しい機械装置等の導入による生産性向上・業務効率化」(26.2%)、「長時間労働はない」(24.8%)が非製造業に比べ、高かった。



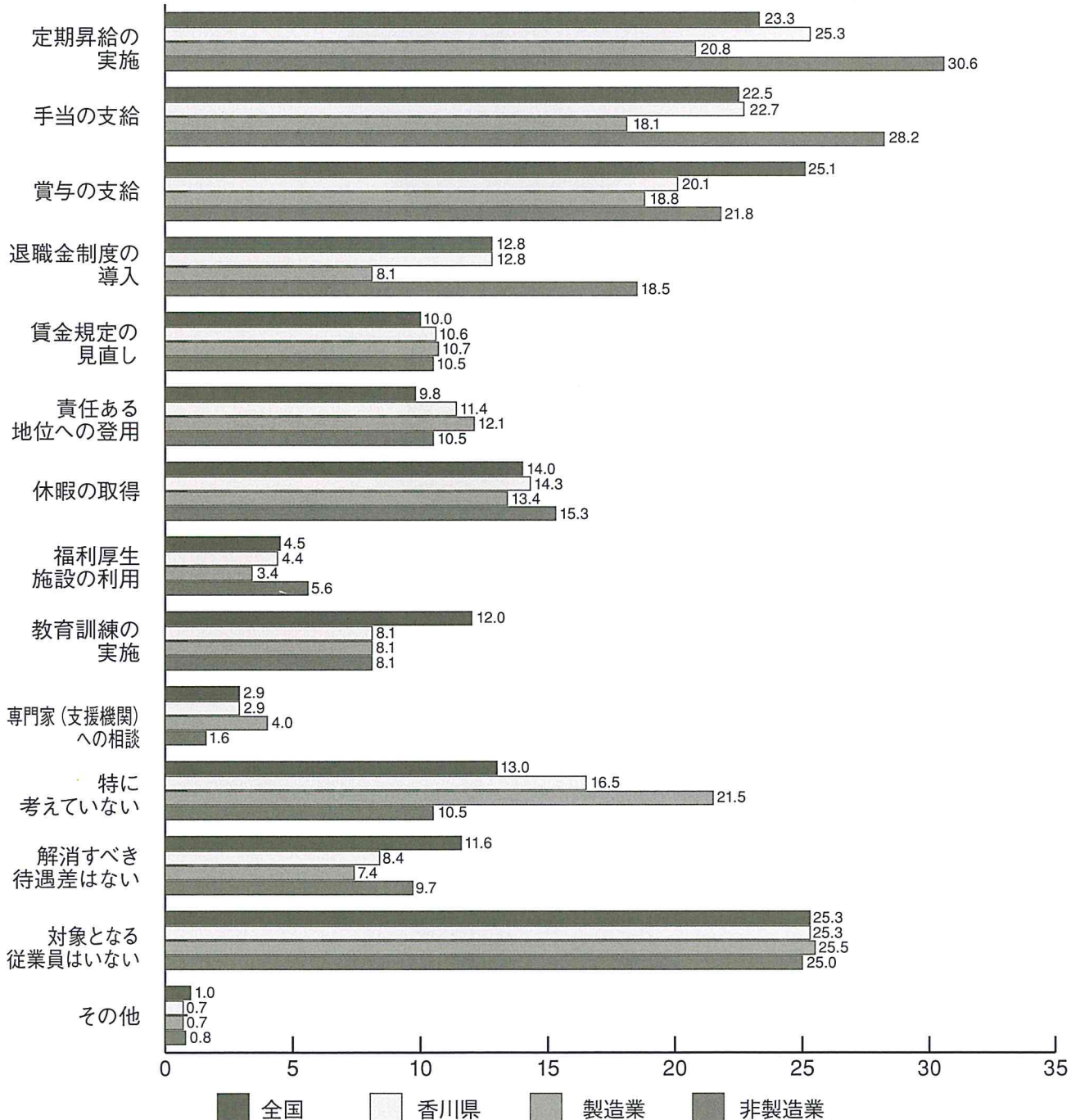
(2) 同一労働同一賃金への対応

同一労働同一賃金への対応については、「定期昇給の実施」が25.3%(全国平均23.3%)、次いで「手当の支給」が22.7%(全国平均22.5%)、「賞与の支給」が20.1%(全国平均25.1%)であった。一方、「対象となる従業員はいない」との回答も25.3%(全国平均25.3%)と高かった。

また、製造業に比べ、非製造業の方が同一労働同一賃金への対応を積極的に行っていることがうかがえる。

同一労働同一賃金への対応（複数回答）

(単位：%)



ワンポイントメモ

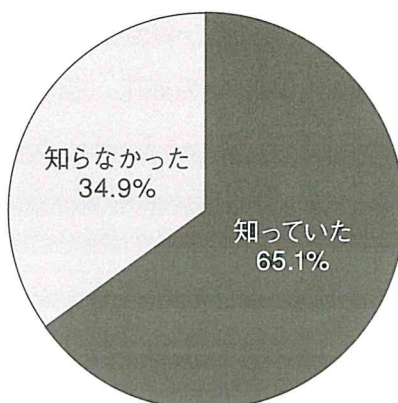
同一労働同一賃金…同一の労働に従事する労働者には同一の賃金を支給するもので、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものと定義されています。2018(平成30)年6月の働き方改革関連法の成立により、2020年4月1日(中小企業は、2021年4月1日)から施行されます。

6. 有期労働契約の無期転換ルールについて

(1) 無期転換ルールの認知

無期転換ルールについて、「知っていた」と回答した事業所は、65.1%(全国平均63.8%)であった。

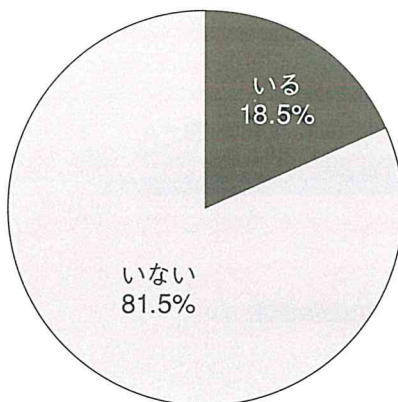
無期転換ルールの認知について



(2) 無期転換ルールの対象者の有無

無期転換ルールの対象となる従業員が「いる」と回答した事業所は、18.5%(全国平均18.5%)であった。

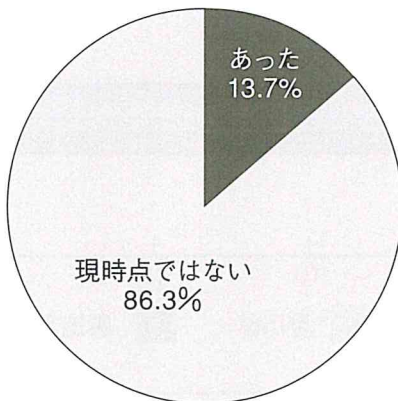
無期転換ルールの対象者の有無



(3) 無期転換ルールに基づく無期転換の申込みの有無

実際に、対象者から無期転換ルールに基づく申込みがあったのは13.7%(全国平均13.4%)であった。

無期転換の申込みの有無



ワンポイントメモ

無期転換ルール…平成25年4月より改正労働契約法が施行され、5年以上継続雇用する有期労働契約者から申し出があれば、無期労働契約に転換しなければなりません。そこで、多くの企業で平成30年4月から本格的に無期転換への対応が必要となりました。

7. 賃金改定

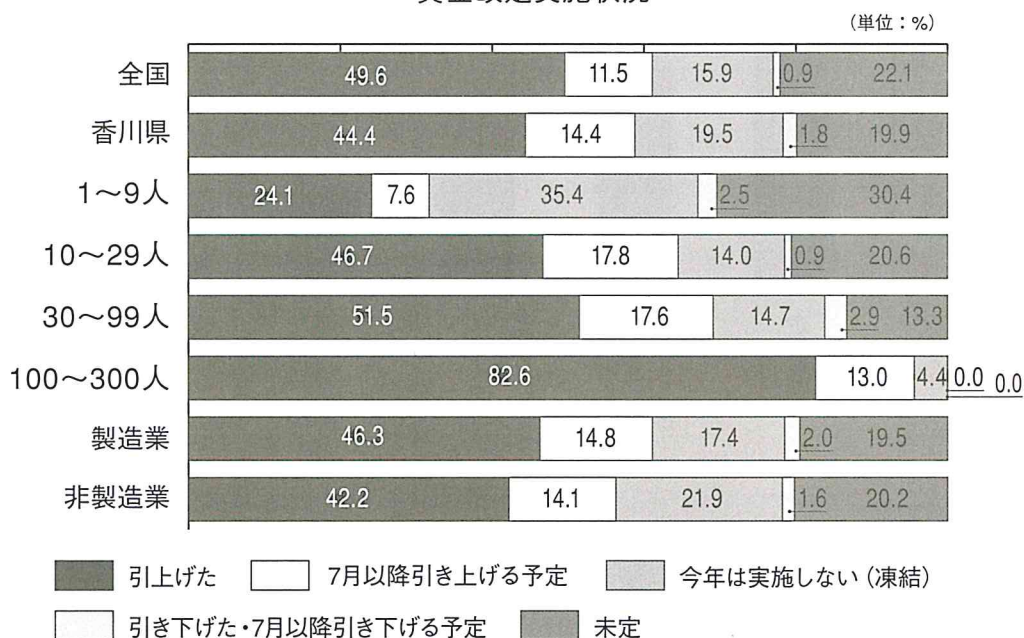
(1) 賃金改定実施状況

平成30年1月1日から7月1日までの間の賃金改定実施状況について、「引上げた」、「7月以降引上げる予定」は、合わせて58.8%であり、昨年(55.4%)より3.4ポイント増加した。また、「引下げた・7月以降引下げる予定」は合わせて1.8%であり、昨年(1.0%)より0.8ポイント増加した。

規模別にみると、「100～300人」の事業所で82.6%が、「引上げた」と回答したのに対し、「1～9人」では24.1%で、その差は58.5ポイントであり、規模による格差が見受けられる結果となった。

また、業種別では、製造業では「引上げた」が46.3%、非製造業では42.2%であった。

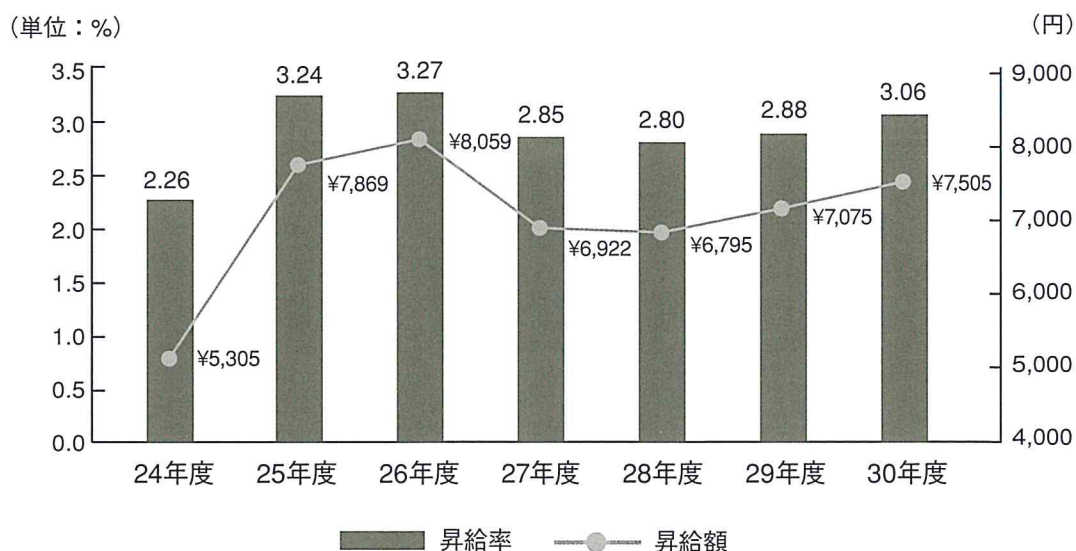
賃金改定実施状況



(2) 平均昇給額・昇給率

平成30年1月から7月までの間に、常用労働者に定期昇給・ベースアップを実施した100事業所の平均昇給額・昇給率を見ると、単純平均の平均昇給額が7,505円(対前年比プラス430円)、平均昇給率は3.06%(対前年比プラス0.18ポイント)となっている。

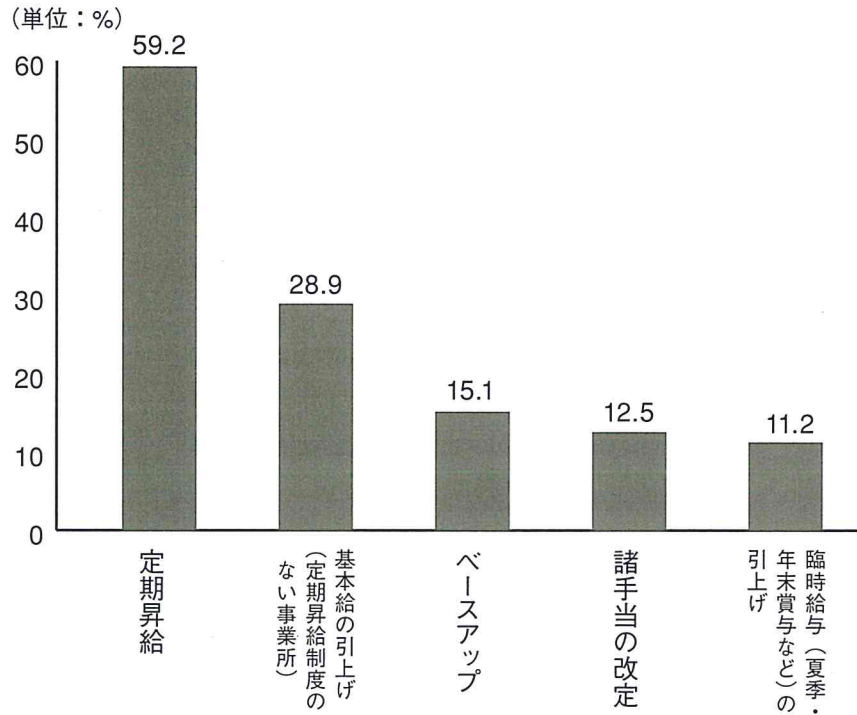
平均昇給額・昇給率



(3) 賃金改定の内容

賃金改定の内容は、「定期昇給」が59.2%で最も高く、次いで「基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)」が28.9%、「ベースアップ」が15.1%であった。

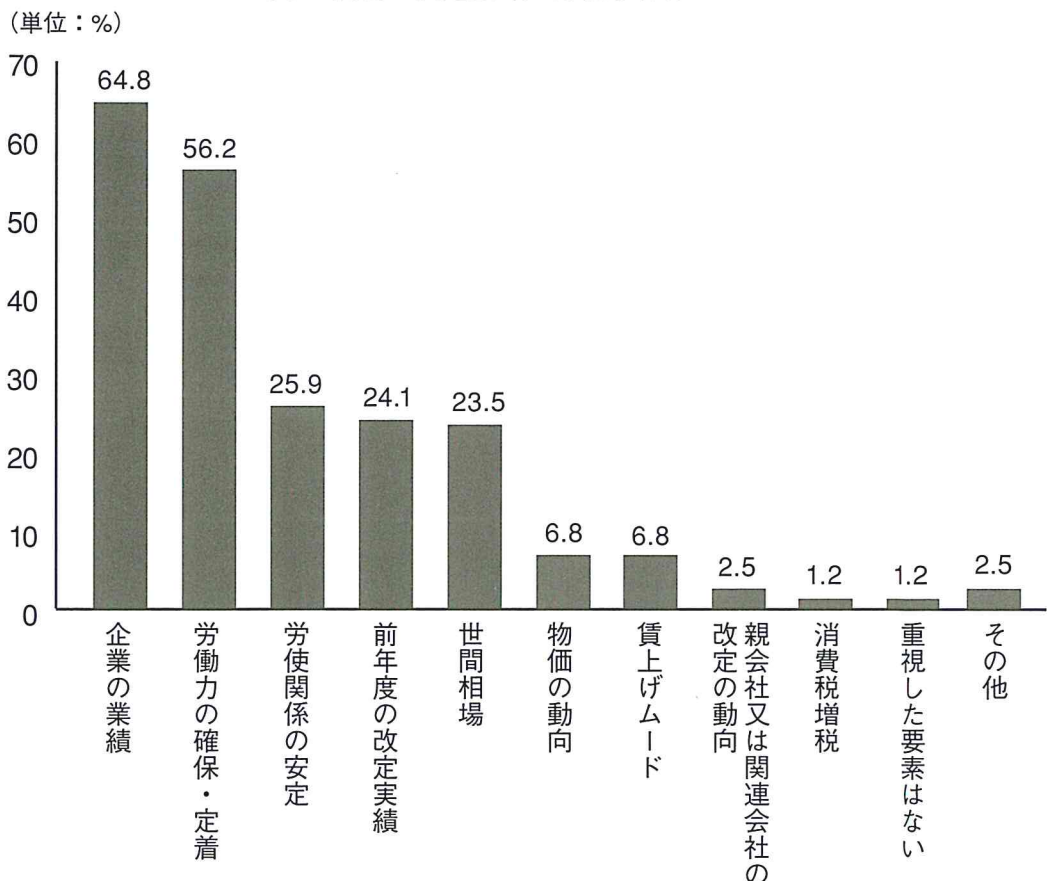
賃金改定の内容 (複数回答)



(4) 賃金改定の決定要素

賃金改定の決定要素は、「企業の業績」が64.8%と最も高く、次いで「労働力の確保・定着」が56.2%、「労使関係の安定」25.9%、「前年度の改定実績」24.1%、「世間相場」23.5%の順であった。

賃金改定の決定要素 (複数回答)



3 7

□ □ □ □ □ □

□

(左欄は記入しないでください。)

平成 30 年 6 月



平成 30 年度中小企業労働事情実態調査ご協力をお願い

中小企業団体中央会では、中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な労働対策を樹立することを目的に、本年度も全国一斉に標記調査を実施することとなりました。

つきましては、ご繁忙の折誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年度中小企業労働事情実態調査票

調査時点：平成 30 年 7 月 1 日 調査締切：平成 30 年 7 月 13 日

記入についてのお願い

- ◇秘密の厳守 調査票にご記入くださいました事項については、企業と個人の情報の秘密を厳守し、統計以外の目的に用いることはいたしませんので、ありのままをご記入ください。また、記入担当者名などの個人情報につきましては、本調査に係る問合せ以外には使用いたしません。
- ◇ご記入方法 質問ごとの指示により該当欄に数字等をご記入いただくか、該当する項目の番号に○をつけてください。(7月1日現在でご記入ください。)
- ◇お問合せ先 調査票のご記入に当たっての不明な点など、調査に関しますお問合せ先は、下記までお願いいたします。調査票は7月13日までにご返送ください。

香川県中小企業団体中央会 総務企画部連携支援課
 〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号 香川県産業会館4階
 電話 087-851-8311 FAX 087-822-4377

貴事業所全体の概要についてお答えください。

貴事業所の名称		記入担当者名	
所在地	(〒 -)	電話番号	- -
		FAX 番号	- -
業種 (最も売上高の多い事業の業種の番号を右の1.~19.の中から1つだけ下の太枠内にご記入ください)	1. 食料品、飲料・たばこ・飼料製造業 2. 繊維工業 3. 木材・木製品、家具・装備品製造業 4. 印刷・同関連業 5. 窯業・土石製品製造業 6. 化学工業、石油・石炭製品、ゴム製品製造業 7. 鉄鋼業、非鉄金属、金属製品製造業 8. 生産用・業務用・電気・情報通信・輸送用機械器具製造業 9. パルプ・紙・紙加工品、プラスチック製品、なめし革・同製品・毛皮、その他の製造業 10. 情報通信業 [通信業、放送業、情報サービス業、インターネット] [付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業] 11. 運輸業	12. 総合工事業 13. 職別工事業 (設備工事業を除く) 14. 設備工事業 15. 卸売業 16. 小売業 17. 対事業所サービス業 [物品賃貸業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、廃棄物処理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業等] 18. 対個人サービス業 19. その他 (具体的に：)	

設問 1) 現在の従業員数についてお答えください。

- ① 平成 30 年 7 月 1 日現在の形態別の従業員数(役員を除く)を男女別に太枠内にご記入ください。また、従業員のうち常用労働者数をご記入ください。「前年比」の欄は、昨年と比べて「増加した=増」「変わらない=不変」「減少した=減」のいずれかに○印を付けてください。

	正社員	パートタイマー	派遣	嘱託・契約社員	その他	合計		常用労働者数	
男性	人	人	人	人	人	人	↑ うち常用労働者	男性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減
女性	人	人	人	人	人	人	↓	女性	人
前年比	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減	増・不変・減		前年比	増・不変・減

[注] (1) 「パートタイマー」とは、1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間は同じでも1週の所定労働日数が少ない者です。
 (2) 「常用労働者」とは、貴事業所が直接雇用する従業員のうち、次のいずれかに該当する者です。なお、パートタイマーであっても、下記の①②に該当する場合は常用労働者に含みます。
 ① 期間を決めずに雇われている者、または1ヵ月を超える期間を決めて雇われている者
 ② 日々または1ヵ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ③ 事業主の家族で、貴事業所にて働いている者のうち、常時勤務して毎月給与が支払われている者
 (3) 「その他」にはアルバイト等、他の項目に当てはまらない形態の人数を記入してください。

設問 2) 経営についてお答えください。

① 現在の経営状況は1年前と比べていかがですか。(1つだけに○)

1. 良 い	2. 変わらない	3. 悪 い
--------	----------	--------

② 現在行っている主要な事業について、今後どのようにしていくお考えですか。(1つだけに○)

1. 強化拡大	2. 現状維持	3. 縮 小	4. 廃 止	5. その他()
---------	---------	--------	--------	-----------

③ 現在、経営上どのようなことが障害となっていますか。(3つ以内に○)

1. 労働力不足(量の不足)	2. 人材不足(質の不足)	3. 労働力の過剰
4. 人件費の増大	5. 販売不振・受注の減少	6. 製品開発力・販売力の不足
7. 同業他社との競争激化	8. 原材料・仕入品の高騰	9. 製品価格(販売価格)の下落
10. 納期・単価等の取引条件の厳しさ	11. 金融・資金繰り難	12. 環境規制の強化

④ 経営上の強みはどのようなところにありますか。(3つ以内に○)

1. 製品・サービスの独自性	2. 技術力・製品開発力	3. 生産技術・生産管理能力
4. 営業力・マーケティング力	5. 製品・サービスの企画力・提案力	6. 製品の品質・精度の高さ
7. 顧客への納品・サービスの速さ	8. 企業・製品のブランド力	9. 財務体質の強さ・資金調達力
10. 優秀な仕入先・外注先	11. 商品・サービスの質の高さ	12. 組織の機動力・柔軟性

設問 3) 従業員の労働時間についてお答えください。

① 従業員(パートタイマーなど短時間労働者を除く)の週所定労働時間は何時間ですか(残業時間、休憩時間は除く)。職種や部門によって異なる場合は、最も多くの従業員に適用されている時間をお答えください。(1つだけに○)

1. 38 時間以下	2. 38 時間超 40 時間未満	3. 40 時間	4. 40 時間超 44 時間以下
------------	-------------------	----------	-------------------

[注] (1) 現在、労働基準法で40時間超44時間以下が認められているのは、10人未満の商業・サービス業等の特例事業所のみです。
 (2) 「所定労働時間」とは、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間です。

② 平成29年の従業員1人当たりの月平均残業時間(時間外労働・休日労働)をご記入ください。(小数点以下四捨五入)

従業員1人当たり 月平均残業時間 1. 時間 2. な し

設問 4) 従業員の有給休暇についてお答えください。

① 平成29年の従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数・取得日数をご記入ください。(付与日数は前年からの繰越分を除く。小数点以下、四捨五入)

従業員1人当たり 平均付与日数 日 従業員1人当たり 平均取得日数 日
 (当年付与分のみ。前年からの繰越分は除く)

設問 5) 新規学卒者の採用についてお答えください。

① 平成30年3月新規学卒者の採用または採用の計画がありましたか。(1つだけに○)

1. あった	2. なかった
--------	---------

※ 1. に○をした事業所は①-1の質問にお答えください。



①-1 平成30年3月新規学卒者(採用及び採用予定)についてご記入ください。

学 卒	採用を予定して		実際に採用し		1人当たり平均初任給額	
	いた人数	た人数	いた人数	た人数	(平成30年6月支給額)	
高校卒	技術系					円
	事務系					円
専門学校卒	技術系					円
	事務系					円
短大卒 (含高専)	技術系					円
	事務系					円
大学卒	技術系					円
	事務系					円

[注] (1) 平成30年6月の1ヵ月間に支給した1人当たり平均初任給額は通勤手当を除いた所定内賃金総額(税込額)をご記入ください。
 (2) 専門学校卒は、高校卒業を入学の資格とした専修学校専門課程(2年制以上)を卒業した者を対象としてください。
 (3) 技術系として採用した者以外はすべて事務系にご記入ください。

② 平成 31 年 3 月の新規学卒者の採用計画はありますか。(1 つだけに○)

1. ある 2. ない 3. 未定

※ 1. に○をした事業所は②-1 の質問にお答えください。



②-1 学卒ごとの採用予定人数をご記入ください。

1. 高校卒 人 2. 専門学校卒 人 3. 短大卒(含高専) 人 4. 大学卒 人

設問 6) 長時間労働、同一労働同一賃金への対応についてお答えください。

① 長時間労働への対応について、貴事業所で実施している(今後実施していこうとする)方策についてお答えください。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 1. 人員の増員・配置見直し | 2. 時間外労働の是正・削減 | 3. 業務内容見直し・業務分担見直し |
| 4. 取引先等外部の理解 | 5. 年次有給休暇取得促進 | 6. 変形労働時間制(※1)の導入 |
| 7. 就業規則の見直し | 8. 36協定の見直し | 9. 勤務間インターバル制度(※2)の導入 |
| 10. 健康で働きやすい職場環境の整備 | 11. 新しい機械装置・システムの導入による生産性向上・業務効率化 | |
| 12. 専門家(支援機関)への相談 | 13. 具体的な方策を検討中 | 14. 特に考えていない |
| 15. 長時間労働はない | 16. その他() | |

(※1)変形労働時間制

労使協定または就業規則等において定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる制度。1ヶ月単位、1年単位、1週間単位がある。

(※2)勤務間インターバル制度

勤務終了後、一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

② 同一労働同一賃金(※3)への対応について、貴事業所で実施している(今後実施していこうとする)方策についてお答えください。(該当するものすべてに○)

- | | | |
|-------------------|--------------|-----------------|
| 1. 定期昇給の実施 | 2. 手当の支給 | 3. 賞与の支給 |
| 4. 退職金制度の導入 | 5. 賃金規定の見直し | 6. 責任ある地位への登用 |
| 7. 休暇の取得 | 8. 福利厚生施設の利用 | 9. 教育訓練の実施 |
| 10. 専門家(支援機関)への相談 | 11. 特に考えていない | 12. 解消すべき待遇差はない |
| 13. 対象となる従業員はいない | 14. その他() | |

(※3)同一労働同一賃金

同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の間の不合理な待遇差の解消を目指すもの。

設問 7) 有期労働契約に関する無期転換ルール等についてお答え下さい。

① 労働契約法の改正により、平成 25 年 4 月から「無期転換ルール(有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するルール)」が導入され、平成 30 年 4 月から無期転換申込権が生じる労働者がいることを知っていましたか。(1 つだけに○)

1. 知っていた 2. 知らなかった

② 貴事業所に「無期転換ルール」の対象となる従業員はいますか。(1 つだけに○)

1. いる 2. いない

※ 1. に○をした事業所は②-1 の質問にお答えください。



②-1 「無期転換ルール」に基づく無期転換の申込みはありましたか。(1 つだけに○)

1. あった 2. 現時点ではない

設問 8) 賃金改定についてお答えください。

① 平成 30 年 1 月 1 日から 7 月 1 日までの間にどのような賃金改定を実施しましたか。(1 つだけに○)

1. 上げた	2. 下げた	3. 今年は実施しない(凍結)
4. 7 月以降引上げる予定	5. 7 月以降引下げる予定	6. 未定

※ 1. ~ 3. に○をした事業所は下記の①-1 の質問にお答えください。

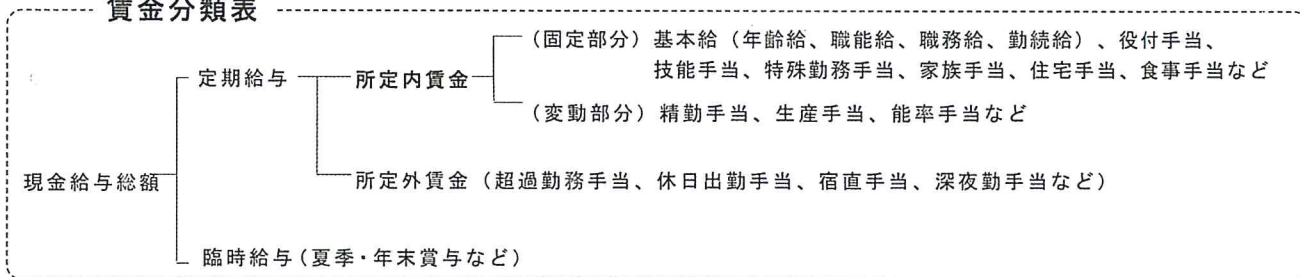
①-1 賃金改定(引上げ・引下げ・凍結)を実施した対象者の総数と従業員 1 人当たり平均の改定前・改定後所定内賃金(通勤手当を除く)及び平均引上げ・引下げ額をご記入ください。ご記入の際は下記の〔注〕をご確認ください。なお、プラス・マイナスの記号は不要です。

対象者総数	従業員 1 人当たり(月額)		
	改定前の平均所定内賃金(A)	改定後の平均所定内賃金(B)	平均引上げ・引下げ額(C)
人	円	円	円

〔注〕(1) 「改定前の平均所定内賃金(A)」「改定後の平均所定内賃金(B)」「平均引上げ・引下げ額(C)」の関係は次のとおりです。

- ・「1. 上げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はプラス額になります。
- ・「2. 下げた」事業所は、「平均引上げ・引下げ額(C)」はマイナス額になります。
- ・「3. 今年は実施しない(凍結)」事業所は、(B)-(A)が同額になりますので、「平均引上げ・引下げ額(C)」は「0」になります。
- (2) 対象者総数は、賃金改定対象者で、賃金の改定前、改定後とも在职している者です(1 ページ目の設問 1 の「従業員数」とは必ずしも一致しなくても結構です)。
- (3) パートタイマー、アルバイト、役員、家族、嘱託、病欠者、退職者などは除いてください。
- (4) 臨時給与により賃金改定した場合は、上記賃金に含める必要はありません。
- (5) 「所定内賃金」については、下表を参考にしてください。

賃金分類表



※ 1. または 4. に○をした事業所及び臨時給与を引上げた(7 月以降引上げ予定)事業所のみお答えください。

② 賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の内容についてお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 定期昇給	2. ベースアップ	3. 基本給の引上げ(定期昇給制度のない事業所)
4. 諸手当の改定	5. 臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	

〔注〕(1) 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含みます。

(2) 「ベースアップ」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げることを行います。

③ 貴事業所では、今年の賃金改定(引上げ・7 月以降引上げ予定)の決定の際に、どのような要素を重視しましたか。(該当するものすべてに○)

1. 企業の業績	2. 世間相場	3. 労働力の確保・定着	4. 物価の動向	5. 労使関係の安定
6. 親会社又は関連会社の改定の動向	7. 前年度の改定実績	8. 賃上げムード	9. 消費税増税	
10. 重視した要素はない	11. その他()			

設問 9) 労働組合の有無についてお答えください。(1 つだけに○)

1. ある	2. ない
-------	-------

◎お忙しいところご協力ありがとうございました。記入もれがないかもう一度お確かめのうえ、7 月 13 日までにご返送ください。